

(HICPAC). , 2003

2. Center for Disease Control and Prevention (CDC), Novel H1N1 Influenza Resources for Clinicians: Guidance for Patient Management, Guidance for Specific Settings, Guidance for Specific Populations

3. U.S. Department of Health & Human Services, HHS Pandemic Influenza Plan : Supplement3, Healthcare Planning4, Infection Control5, Clinical Guidelines6:

4. Department of Health, England Health Protection Agency, PANDEMIC INFLUENZA: Guidance for infection control in hospitals and primary care settings, November 2007

5. Department of Health, and the Health Protection Agency, PANDEMIC INFLUENZA: Guidance for infection control in critical care, April 2008

6. Department of Health, Social Services and Public Safety, PANDEMIC INFLUENZA: Guidance for Primary Care Dental Staff, September 2009

7. 国立感染症研究所 感染症情報センター. 医療機関における新型インフルエンザ感染対策. 2009年5月31日

8. 国立感染症研究所 感染症情報センター. 医療機関におけるハイリスク者に関する感染防止策の手引き. 2009年6月1日

9. 分担研究者 大久保 憲. 国、自治体を含めた院内感染対策全体の制度設計に関する緊急特別研究 医療施設における院内感染（病院感染）防止について. 平成15年度 厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

10. 満田年宏 訳・著. 隔離予防策のためのCDCガイドライン 医療環境における感染性病原体の伝播予防ヴァンメディカル2007

11. 大野義一郎監修. 感染対策マニュアル. 医学書院. 2007

12. 川田諭一. 短期集中連載：なぜ鳥インフルエンザが労働衛生なのか（3）現実を生きる. 労働の科学 61巻9号、平成18年8月

13. 分担研究者 川田諭一. 新型インフルエンザの大流行に備えた訓練に関する研究. 平成20年度厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症研究事業）

14. 牛島廣治、西條政幸監修. 微生物学. 医学芸術社. 2008

## 厚生労働省 (新興・再興感染症研究)

### 「新型インフルエンザ大流行に備えた訓練に関する研究」

主任研究者 原口 義座 (国立病院東京災害医療センター)

#### 医院・診療所における対応訓練の手引き

～新型インフルエンザ(A/H1N1)感染症・蔓延期への備え～(暫定版)

#### 作成協力者名簿

○分担研究者

茨城県古河保健所 所長

川田 諭一

分担研究者

国立大学法人東京農工大学 農学部獣医学科

獣医伝染病学講座 教授

白井 淳資

分担研究者

財団法人東京都保健医療公社 荏原病院

感染症内科 部長

角田 隆文

研究協力者

神戸大学医学部附属病院 感染制御部 副部長

吉田 弘之

研究協力者

陰下内科

陰下 敏昭

研究協力者

神戸市立医療センター 中央市民病院

呼吸器内科、感染症科 医長

林 三千雄

○は作成編者

IV. 研究成果の刊行物・別刷（別添）

附録3. 平成21年度(を中心とした)当班の活動・

資料収集結果記録:

原則経時的経日的にみて

(原口義座による補足説明:

抜粋したもの、作成中・資料収集中のものも多数あります。

これらは、平成22年度報告で全体を提示する予定です)

# 平成21年4月～5月 成田検疫所での対応記録～5月まで 及び 成田空港クリニック

原口義座による補足説明: 検疫所の作業の一部を示す。





平成20年4月時点でのマスクメディア報告では、乗客22万人を検疫対象とし、その内4名の感染者を見つけたこと、1日平均医師28名、看護師48名が動員されたと報告され、若干批判的(?)な論調ともいえるかもしれない。  
 封じ込めの意義を含めて、更に検討することは意義があると考えている。  
 いずれにしても近視眼的(?)ではなく長期的・多面的にとらえるべきである。

時刻	航空会社	機体	目的地	乗客数	備考
12:00	JAL 12	日本航空	札幌	8777	
12:00	JAL 13	日本航空	仙台	8777	
12:00	JAL 14	日本航空	新潟	8777	
12:00	JAL 15	日本航空	東京	8777	
12:00	JAL 16	日本航空	名古屋	8777	
12:00	JAL 17	日本航空	大阪	8777	
12:00	JAL 18	日本航空	福岡	8777	
12:00	JAL 19	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 20	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 21	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 22	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 23	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 24	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 25	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 26	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 27	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 28	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 29	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 30	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 31	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 32	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 33	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 34	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 35	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 36	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 37	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 38	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 39	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 40	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 41	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 42	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 43	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 44	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 45	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 46	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 47	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 48	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 49	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 50	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 51	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 52	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 53	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 54	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 55	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 56	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 57	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 58	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 59	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 60	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 61	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 62	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 63	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 64	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 65	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 66	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 67	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 68	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 69	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 70	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 71	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 72	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 73	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 74	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 75	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 76	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 77	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 78	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 79	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 80	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 81	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 82	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 83	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 84	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 85	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 86	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 87	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 88	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 89	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 90	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 91	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 92	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 93	日本航空	ソウル	8777	
12:00	JAL 94	日本航空	釜山	8777	
12:00	JAL 95	日本航空	仁川	8777	
12:00	JAL 96	日本航空	台北	8777	
12:00	JAL 97	日本航空	香港	8777	
12:00	JAL 98	日本航空	上海	8777	
12:00	JAL 99	日本航空	北京	8777	
12:00	JAL 100	日本航空	ソウル	8777	



成田空港検疫所での帰国者へのお知らせの一部

表1 メキシコ・米国へ渡航される方へのお知らせ

## メキシコ・米国へ渡航される方へ 感染症の予防のお知らせ

現在、メキシコにおいて、インフルエンザが猛の発症を示す、比較的重い呼吸器感染症が流行しています。渡航する方はその是非について検討して下さい。

なお、米国(カリフォルニア州、テキサス州)においても、豚インフルエンザウイルス(H1N1型)の感染例が報告されていますので今後の情報にご注意下さい。

＜渡航時には＞

○ 咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。

○ 積極的に手洗いやうがいを行う。

○ 発熱や咳などインフルエンザが疑われる症状がみられた時は、現地の医療機関を要診する。

＜帰国時には＞

○ 10日以内にメキシコに滞在された方

○ 発熱や咳などインフルエンザが疑われる症状がみられる方は、検疫所へ申し出て下さい。

### 電話相談窓口(※帰国後)：03-3501-9031(厚生労働省)

※提供している疾患の情報は

・WHOからの情報によると、メキシコにおいて3月18日から4月23日まで約1ヶ月間に、50例の死亡例を含む854例のインフルエンザが疑われる患者が発生したとのこと。  
・症状は、発熱、倦怠感、頭痛、鼻汁、咽頭痛などの呼吸器症状などとして見られます。

平成21年4月27日 成田空港検疫所

(抜粋) 検疫法 (昭和二十六年六月六日法律第二百一十号) 第七十條 第四項(第一号) 第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十六号、第二十七号、第二十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十四号、第三十五号、第三十六号、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号、第四十二号、第四十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号、第四十七号、第四十八号、第四十九号、第五十号、第五十一号、第五十二号、第五十三号、第五十四号、第五十五号、第五十六号、第五十七号、第五十八号、第五十九号、第六十号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第六十七号、第六十八号、第六十九号、第七十号、第七十一号、第七十二号、第七十三号、第七十四号、第七十五号、第七十六号、第七十七号、第七十八号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十三号、第八十四号、第八十五号、第八十六号、第八十七号、第八十八号、第八十九号、第九十号、第九十一号、第九十二号、第九十三号、第九十四号、第九十五号、第九十六号、第九十七号、第九十八号、第九十九号、第一百号、第一百一号、第一百二号、第一百三号、第一百四号、第一百五号、第一百六号、第一百七号、第一百八号、第一百九号、第一百十号、第一百十一号、第一百十二号、第一百十三号、第一百十四号、第一百十五号、第一百十六号、第一百十七号、第一百十八号、第一百十九号、第一百二十号、第一百二十一号、第一百二十二号、第一百二十三号、第一百二十四号、第一百二十五号、第一百二十六号、第一百二十七号、第一百二十八号、第一百二十九号、第一百三十号、第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

第三十條 検疫所長は、検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等(中略)から、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

# 新型・鳥インフルエンザを疑った場合の対応

機内で新型・鳥インフルエンザを疑った場合、

(有症者にサージカルマスクをつける)  
最初に簡易キット用の咽頭・鼻腔よりそれぞれ1本合計2本の検体採取。  
ぬぐい液は機内で採取する

簡易キットの結果 (15分以内)

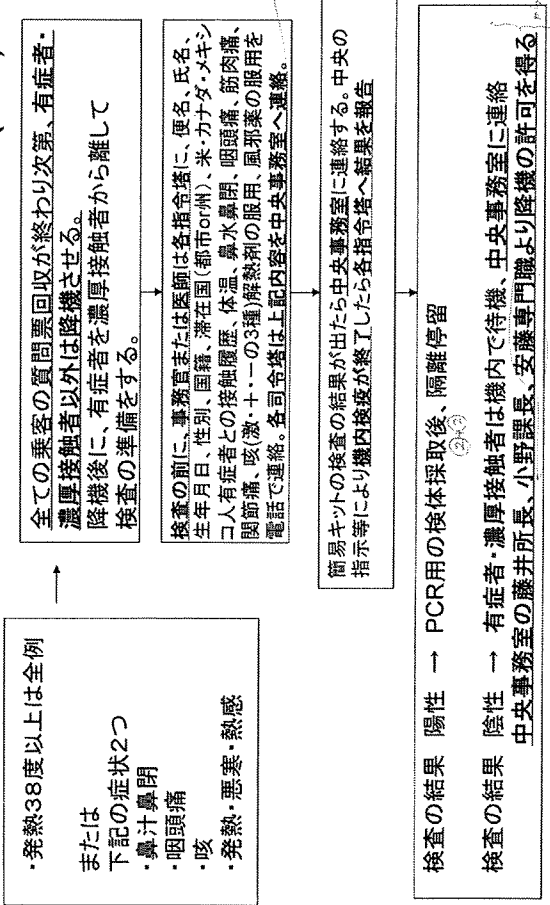
- 陽性** → 有症者・更に咽頭・鼻腔ぬぐい液を2本ずつ合計4本採取(PCR用)  
→ 採取後停留  
濃厚接触者: 停留  
その他の旅客: 健康監視
- 陰性** → 有症者・濃厚接触者は厚生労働本省が許可を出すまで入国不可  
その他の旅客は入国可能

## 濃厚接触者の定義

発熱及び急性呼吸器症状を呈している者若しくは要観察例と渡航中行動をとりにした家族、友人、ツアー同行者等。  
航空機で、前後3席、横3席の範囲内に搭乗着座していた乗客。

# 新型インフルエンザの検査の流れ(機内検査)

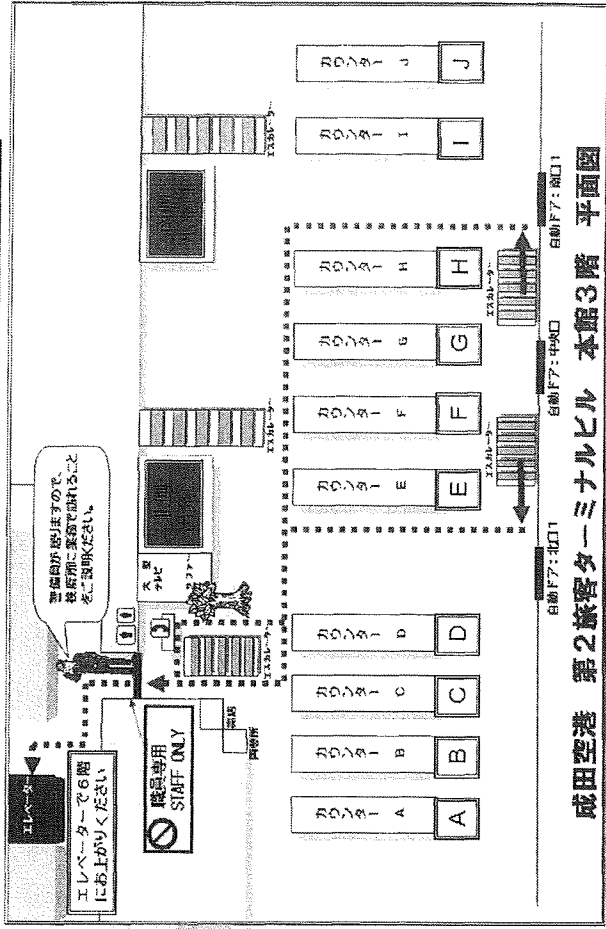
09/05/04(2稿)



中央事務室は必要に応じて本省と逐次連絡をとる 中央事務室:0476-34-2310

# 成田空港検疫所・総務課

第2旅客ターミナルビル6階 電話番号: 0476-34-2301



# 新型・鳥インフルエンザの対応

- アメリカ、メキシコ、カナダ便 (形状別検疫)
  - 事前に有症者あり → 機内検査(医師看護師は(青)サージカルガウン、長靴、キャップ、手袋は2重)
  - (検査官は(黄色)アインレーンションガウン)
- 事前に有症者なし → 機内検査(医師看護師は(黄色)アインレーンションガウン)
- (N95マスク、手袋、ゴーグル)
- (N95マスク、手袋、ゴーグル)

## 鳥インフルエンザ流行地

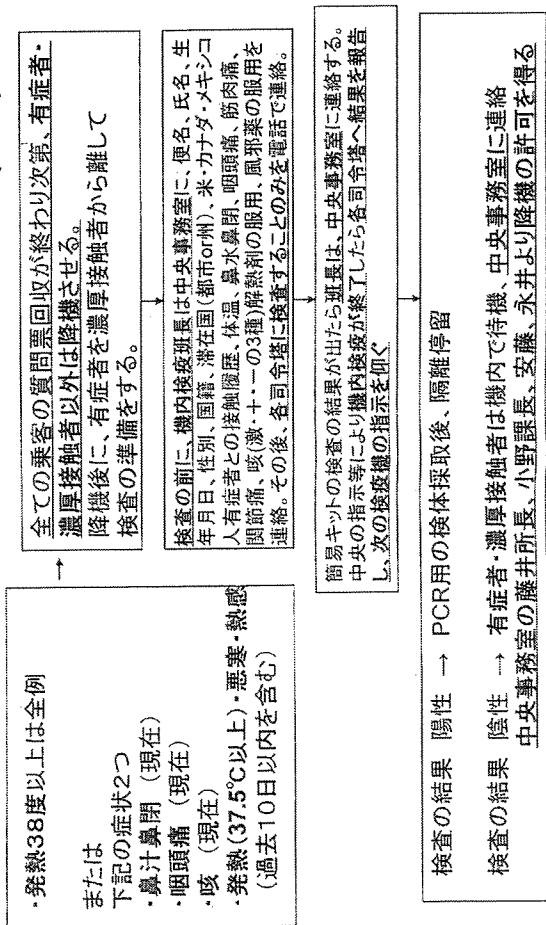
(中国、インドネシア、ベトナム、エジプト、トルコなど)

- 事前に有症者の報告あり 鳥との接触の確認あり・不明 → 機内検査(医師看護師は(青)サージカルガウン、長靴、キャップ、手袋は2重)
- (検査官は(黄色)アインレーンションガウン)
- (N95マスク、手袋、ゴーグル)
- 鳥との接触の確認なし → 検査ブースで検査
- 有症者のみ健康相談室へ

事前に有症者の報告なし 検査ブースで検査

# 新型コロナウイルスの検査の流れ(機内検査)

09/05/06(2稿)



中央事務室は必要に応じて本省と逐次連絡をとる 中央事務室:0476-34-2310

## 新型コロナウイルスの定義 (アメリカ、カナダ、メキシコ便の機内)

2009.04.29

38°C以上の発熱  
または  
少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合

- ア) 鼻汁もしくは鼻閉
- イ) 咽頭痛
- ウ) 咳嗽
- エ) 発熱または、熱感や悪寒

## ぬぐい液採取にあたって

有症者ことこのガウンは交換しない。

同じ飛行機で複数の有症者がいた場合

ガウンは交換せず、手袋はアルコールで消毒する。

但し、臨床症状を鑑みて、採取にあたり飛沫を浴びた場合はこの限りではない。

## ぬぐい液

① 新型コロナウイルスおよび鳥インフルエンザの流行地からの来航者に限る。

② 簡易キットを用いて、咽頭および鼻腔の2種類の検体を採取し、検査を行う。

③ B型のみが陽性→入国し通常の医療機関へ

④ 新型コロナウイルスを疑う場合  
A型が陽性→更に咽頭および鼻腔から2本ずつ  
合計4本採取

⑤ 鳥インフルエンザを疑う場合  
A型の陽性陰性に関わらず咽頭および鼻腔から2本ずつ  
合計4本採取

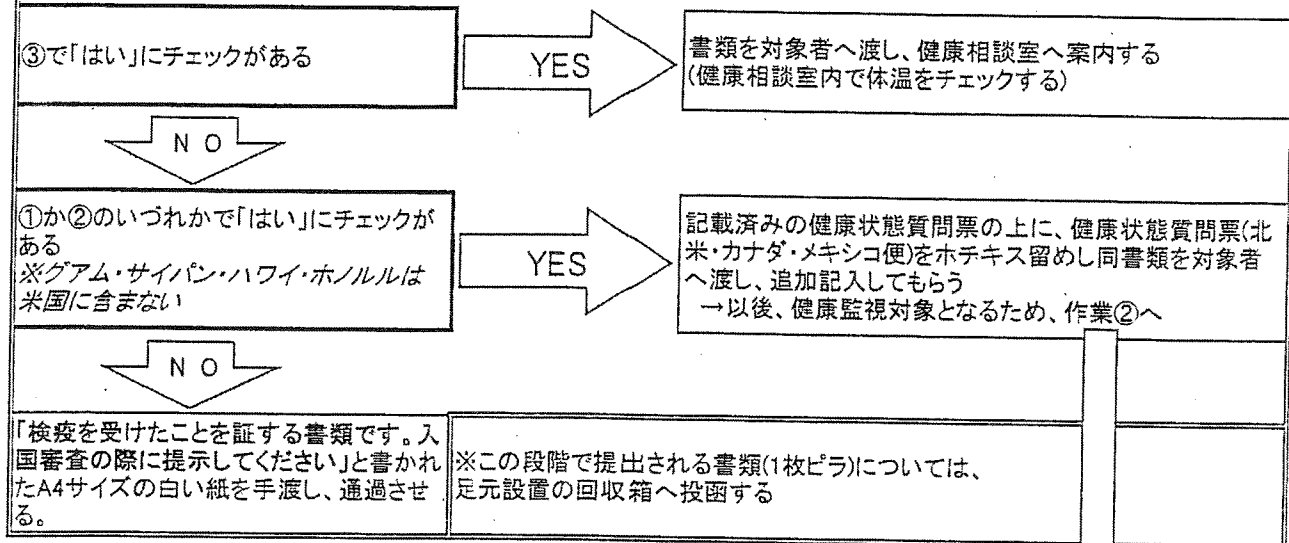


質問票の種類

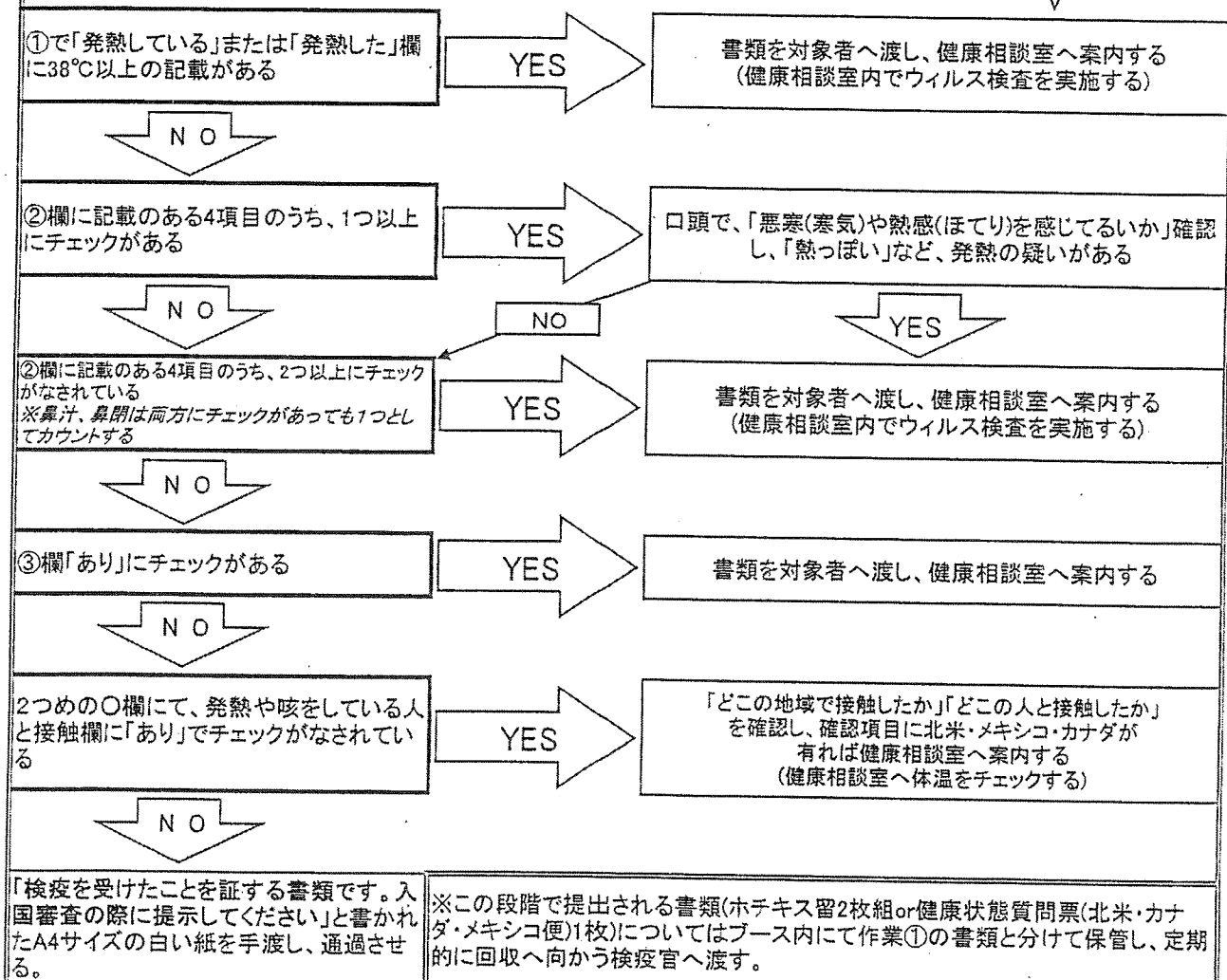
特徴

健康状態質問票	片面が日本語、片面が英語の両面刷りになっている 通称「第3国向け質問票」
健康状態質問票 (北米・カナダ・メキシコ便)	表裏両面とも日本語、英語の2パターンが存在する 用紙左上部に「別紙1」と記載がある

作業①: 健康状態質問票の記載内容を確認する



作業②: 健康状態質問票(北米・カナダ・メキシコ便)の記載内容を確認する



**For Travelers stayed in any country where  
Pandemic Influenza occurs**

The nearest Health care Center may request you to confirm or report your health conditions, etc.

Please kindly respond to the request.

If you have any symptom such as coughing, you are requested to wear a mask for preventing the spread of infection.

These requests are made to protect you as well as your family

Tel : 0 4 7 6 - 3 4 - 2 3 1 0

Narita Airport Quarantine Station

**This document is to certify that you have passed quarantine inspection.**

**You are requested to show this document at the immigration office.**

5月

## 新型インフルエンザ発生国に 渡航・滞在された方へ

最寄りの保健所より、健康状態の確認・報告等の要請がありますので協力してください。

また、咳などの症状が出た場合には、感染拡大を防ぐため、マスクを着用するようご協力下さい。

これは、あなたはもとより、ご家族を守るためのお願いです。

電話番号 0476-34-2310

成田空港検疫所

検疫を受けたことを証する書類です。  
入国審査の際に必ず提示してください

Ministry of Health, Labour and Welfare/Quarantine Station  
**THE QUESTIONNAIRE OF HEALTH STATUS**

Name \_\_\_\_\_ Nationality \_\_\_\_\_ Sex  Male  female

Date of Birth (Y) / (M) / (D) \_\_\_\_\_ Passport No. \_\_\_\_\_

Occupation \_\_\_\_\_

Arrival Date (Y) / (M) / (D) \_\_\_\_\_ Flight No. \_\_\_\_\_ Seat No. \_\_\_\_\_

The Name of Countries (where you have been past 10 days)

\_\_\_\_\_

Contact Address in Japan (If you travel to Japan, please write)

〒□□□-□□□□ \_\_\_\_\_ (Prefecture)

Tel No. \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

Please check any of the following symptoms for the past 10 days before arrival

① Fever (Body Temperature °C/F Onset : \_\_\_\_\_ days ago)

.....  Yes  No

② Please check any of the following symptoms

Mucus  Rhinostenosis  Sore throat  Cough

③ Use of antiphlogistics / antifebriles

now take ( \_\_\_\_\_ days ago)

had taken (From \_\_\_\_\_ days ago / To \_\_\_\_\_ days ago)

.....  Yes  No

The situation in the voyage

Have you ever contact with the person who had fever or cough?

.....  Yes  No

(The question mentioned above is a thing to protect you and a family.)

I hereby agree with the follows:

1. Quarantine station will offer the contents of the questionnaire to the public health center.
2. Public health center will perform your health observation (by phone or visit).

(Y) / (M) / (D) \_\_\_\_\_

Signature \_\_\_\_\_

Any person who knowingly give false information or who refuse answer a question may be punished by regulation of the Quarantine Law.

# INVESTIGATION SHEET

If an address in Japan is the same as an address of the state of health question vote entirely, It is not necessary for you to write the follows.

① The schedule in Japan (Ten days from today.)

(M) \_\_\_/(D) \_\_\_ ~ (M) \_\_\_/(D) \_\_\_ Hotel Name \_\_\_\_\_

Address \_\_\_\_\_

Telephone No \_\_\_\_\_

(M) \_\_\_/(D) \_\_\_ ~ (M) \_\_\_/(D) \_\_\_ Hotel Name \_\_\_\_\_

Address \_\_\_\_\_

Telephone No \_\_\_\_\_

(M) \_\_\_/(D) \_\_\_ ~ (M) \_\_\_/(D) \_\_\_ Hotel Name \_\_\_\_\_

Address \_\_\_\_\_

Telephone No \_\_\_\_\_

② A day to leave Japan (Y) \_\_\_/(M) \_\_\_/(D) \_\_\_ Airport Name \_\_\_\_\_ Flight No. \_\_\_\_\_

③ If you are a tourist, please write your travel agency, etc. If you have an itinerary, please attach the copy.

Travel agency : \_\_\_\_\_

Tel No : \_\_\_\_\_

Person in charge : \_\_\_\_\_

An entry column for Quarantine Officer

健康診断の状況

- ・発熱 《 有 ・ 無 》 (健康診断時の体温 \_\_\_\_\_ °C)
- ・鼻汁、咳等の症状 《 有 ・ 無 》
- ・その他 \_\_\_\_\_

診察年月日:        年        月        日        担当医名:

検疫所名:

整理番号:

Questionnaire on Health Conditions

- New influenza has broken out, and the Japanese Government is intensifying its quarantine preparedness. Understanding this situation, please answer the following questions.

(These questions are asked for protecting you as well as your family.)

- ※ Any person who refuses to answer a question or who knowingly gives false information may be punished by imprisonment of six months or less or a fine of 500,000 yen or less.

Please check the applicable boxes. ( Ex.  Yes )

- ① Did you stay in Mexico, USA and Canada within the past 10 days before today?

Yes  No

- ② Did you contact any person who had stayed in Mexico, USA and Canada within the past 10 days before today?

Yes  No

- ③ Did you have such a symptom as fever or coughing within the past 10 days before today?

Yes  No

I hereby declare as above.

Signature \_\_\_\_\_

Flight No. \_\_\_\_\_

Passport No. \_\_\_\_\_

Address: \_\_\_\_\_

Tel: \_\_\_\_\_

Please understand that a quarantine officer, immigration inspector or customs official may confirm your passport as required.

※Article 12, Quarantine Act : The director general of each Quarantine Station can ask the arriving persons on board vessels or the like, pilots and the persons who have embarked on arriving vessels or the like necessary questions or can let quarantine officers do the same.

※Article 36, Quarantine Act : Any person who falls under any of the following items shall be punished by imprisonment of six months or less or a fine of 500,000 yen or less.

• Item 3, Article 36, Quarantine Act : Any person who refuses to answer the questions as provided in Article 12 or who knowingly gives false information

## 健康状態質問票

メキシコ、アメリカ及びカナダで新型インフルエンザが発生したことから、現在、日本国では検疫体制を強化しております。ご理解をいただくと共に、下記の質問に回答願います。(これは、あなたはもとより、ご家族を守るための質問です。)

※ なお、質問に答えなかった方、又は虚偽の申告をした方は、検疫法第 36 条第 3 号の規程により、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

□にチェックを記入してください。(例:  はい)

① あなたは、本日より 10 日前までの間にメキシコ、アメリカ及びカナダに滞在したことがありますか。

はい       いいえ

② あなたは、本日より 10 日前までの間にメキシコ、アメリカ及びカナダに滞在した人と接触しましたか。

はい       いいえ

③ あなたは、本日より 10 日前までの間に発熱や咳などの症状がありましたか。

はい       いいえ

上記のとおり申告します。

署名

便名

パスポート番号

住所

電話

必要に応じ検疫官、入国審査官又は税関職員があなたの旅券を確認する場合がありますので、ご理解ください。

※検疫法第 12 条：検疫所長は、船舶等に乗ってきた者及び水先人その他船舶等が来航した後これに乗り込んだ者に対して、必要な質問を行い、又は検疫官をしてこれを行わせる事ができる。

※検疫法第 36 条：次の各号の一に該当する者は、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

・検疫法第 36 条 3 号：第 12 条の規程による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

### 健康状態質問票

氏名 \_\_\_\_\_ 国籍 \_\_\_\_\_ 性別 男 女

生年月日 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 パスポート番号 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_

到着月日 \_\_\_\_\_ 便名 \_\_\_\_\_ 座席番号 \_\_\_\_\_

過去10日間、渡航・滞在された国名(又は地域)

日本国内における連絡先(旅行の場合は裏面に記入)

〒□□□-□□□□ 住所 \_\_\_\_\_ (都道府県)

電話番号(常時連絡可能なもの) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

- あなたの過去10日間の健康状態について、記入してください
  - ① 発熱している ( \_\_\_\_\_ °C \_\_\_\_\_ 日前から)  
 発熱した ( \_\_\_\_\_ 日前 ~ \_\_\_\_\_ 日前 \_\_\_\_\_ °C)  
 ..... あり なし
  - ② 次のうち症状があるものに印をつけてください  
鼻汁            鼻閉            咽頭痛            咳
  - ③ 消炎鎮痛剤・解熱剤や風邪薬などを、  
 服用している ( \_\_\_\_\_ 日前から)  
 服用した ( \_\_\_\_\_ 日前 ~ \_\_\_\_\_ 日前)  
 ..... あり なし
- 渡航・滞在先での状況について、記入してください  
 発熱や咳をしている人と接触(会話、乗り物での同席など)がありましたか。  
 ..... あり なし

(上記の質問は、あなたはもとより、ご家族を守るためのものです。)

- 1. 検疫所が保健所に健康状態質問票・調査票の記載内容を提供すること
- 2. 保健所等が行う電話又は訪問を行うなどの健康観察を行うことに同意します。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

署名 \_\_\_\_\_

この健康状態質問票は検疫法第12条に基づく検疫手続を簡略化するためのものですから、正確に記入して下さい。

質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第3号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。



## 調 査 票

日本国内の連絡先が健康状態質問票の連絡先とすべて同じであれば、以下の記入は不要です。

① 日本での旅行日程 (本日から10日間の連絡先を記入してください。)

月	日	～	月	日	宿泊先 _____
					所在地 _____
					電話番号 _____
月	日	～	月	日	宿泊先 _____
					所在地 _____
					電話番号 _____
月	日	～	月	日	宿泊先 _____
					所在地 _____
					電話番号 _____
月	日	～	月	日	宿泊先 _____
					所在地 _____
					電話番号 _____

② 日本出国予定 年 月 日 空港名 \_\_\_\_\_ 便名 \_\_\_\_\_

③ ツアーの場合旅行代理店名等を記入し、日程表がある場合はその写しを添付してください。

代理店名等 : \_\_\_\_\_  
 電話番号 : \_\_\_\_\_  
 担当者名 : \_\_\_\_\_

### 検疫所記入欄

健康診断の状況  
 ・発熱 《 有 ・ 無 》 (健康診断時の体温 \_\_\_\_\_ ℃)  
 ・鼻汁、咳等の症状 《 有 ・ 無 》  
 ・その他 \_\_\_\_\_

診察年月日 : 年 月 日	担当医名 :
検疫所名 :	整理番号 :

# 6月決算の「上」に「上」を押し上げる

【ワシントン＝安江邦彦】世界銀行・国際通貨基金（IMF）合同開発委員会が25日、米ワシントンで開かれ、世銀グループの国際復興開発銀行が862億（約8兆1000億円）を増資するとともに、新興国・途上国の議決権を

3.13%増やすとで合意した。金融危機以降、途上国への融資が急増している世銀の財務基礎を拡充し、新興国の経済的影響力拡大を議決権に反映するのが目的だ。6月に開かれる世銀の総務会での投票を通して

正式に決する。調整後の議決権比率は、先進国が全体で52.81%に低下する一方、新興国・途上国が47.19%に上昇する。増資により日本が直接負担する額は、275億円程度になる見通しだ。日本の

警察官ら8人が負傷  
【バンコク＝若山樹一郎】タクシン元首相派勢力「反独裁民主戦線」（UDD）が街頭占拠を続けるタイの首都バンコクで25日夜、バン・ホン元首相の自宅前に爆発物が投げ込まれ、地元メディアによると、警備の警察官ら少なくとも8人が負傷した。元首相はアジソン首相率いる連立与党と関係が深く、最近には首相に対し、タクシン派との対話

## サービス価格指数 過去最大の下落率 09年度

日本銀行が26日発表した2009年度の企業向けサービス価格指数（2005年＝100、速報値）は97.9と前年度比2.5%下落した。年度ごとの比較では01年度と並んで過去最大の下落率となる。前年度比マイナスは2年連続で、世界的な景気低迷を受けアフリカが進んだことが示された。項目別では、08年秋の金

融危機以降の貿易低迷で「運輸」が前年度比5.9%減となったほか、「広告」

が5.4%減、「リース・レンタル」が4.0%減となった。

## 機内検疫2万人発見4人

### 新型インフル

新型インフルエンザウイルスの国内侵入を遅らせる目的で、昨年4月28日～5月21日に成田空港など国内3空港で行われた機内検疫は、計907便の乗員乗客2万6718人が対象となったことが厚生労働省のまとめでわかった。こ

この期間には一日平均で医師28人、看護師48人が応援部隊として3空港に動員された。厚生労働省は「水際作戦でウイルスの国内侵入がどれだけ遅れたかわからない」としている。

昨年3月空

機内検疫で見つけた感染者は4人にとどまっ

## 「監督責任 免れない」

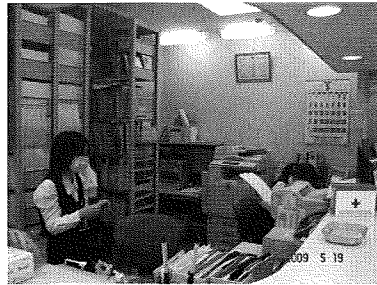
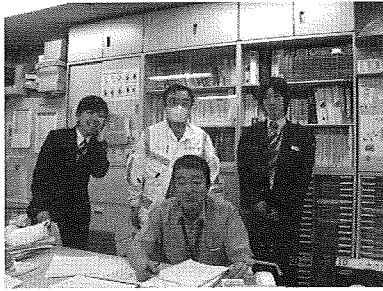
### 首相不起訴相当 自民 追及強める

東京第4検察審査会が政治資金規正法違反容疑で刑事告発された鳩山首相の不起訴（嫌疑不十分）を「相当」と議決したことにつ

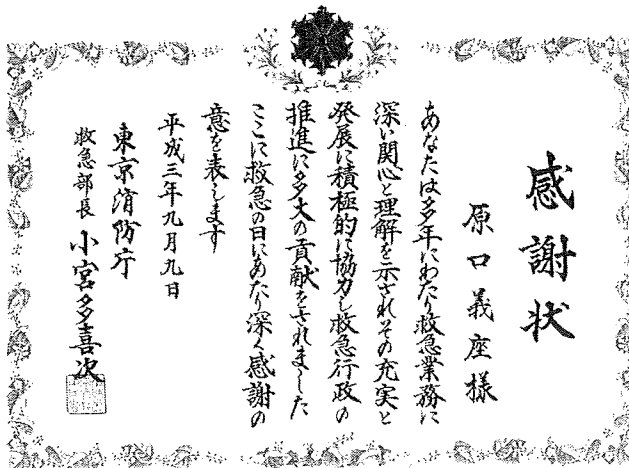
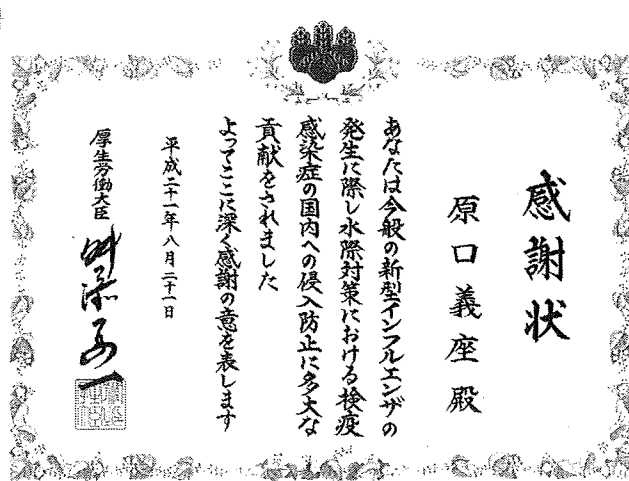
いて、野党側はこの議決で首相が説明責任を免れるものではないとしている。首相の説明責任について引き続き国会で追及する構え

だ。〈本文記事1面〉自民党の川崎一郎国会対策委員長は26日午前、「検察審査会の判断はどうかあられ、鳩山首相が母親から受け取った12億円超の使途を説明するとの答弁を翻し、いまだに資料を出さないとが問題だ」と語った。石破政調会長も「起訴に値す

る証拠が見つからなかった」ということであり、秘書の行為に対する監督責任は免れない」と指摘した。一方、平野宣房委員長は26日午前の記者会見で「検察審査会の決定でしようからコメントは控えたい。出たかどうかも確認がとれていない」と述べた。



平成21年8月21日付で厚生労働大臣 舛添要一先生からの感謝状を  
いただいている(上)。



## 5月 第14回全国首長連携交流会記録

原口義座による補足説明:医療分科会としての活動もなされた。

インフルエンザパンデミック医療対応のみに限定せずであるが、医療全般に関する地方自治との関係等を検討する会としての意見交換等である。

